

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
(長岡市窓口キャッシュレス決済導入業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションの評価及び事業者の選考は、本業務に関係する部局の職員（以下「評価員」という）で行う。
- (2) 評価員は、企画提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者の中から、最も優秀と認められる事業者1者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案内容が要件を満たしていない者、提案見積額が提案上限額を超えている場合は失格とする。
- (2) 企画提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各評価員が採点する。
- (3) 各評価員の評価点を平均して算出したもの（少数第2位を四捨五入）を参加者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (4) 評価点が同点となった場合は、各評価員による選考投票で過半数を占めた参加者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- (5) 提出された提案書が1件であった場合については、プレゼンテーション及びヒアリングをした後、審査、評価の上、協議し、適切と認めたときは、優秀な提案者として選考する。
- (6) プレゼンテーションの実施及び実施方法等については、別途決定し通知する。

4 選考評価基準

内容	主な評価の視点	配点
事業実績	・自治体における導入実績、関連業務実績は豊富か。	10
事業実施体制	・提案を確実かつ効果的・効率的に実施できる体制が用意されているか。	5
オールインワン 決済端末等の機能	・端末操作が簡素でわかりやすく、来庁者にとって使いやすいものであるか。 ・端末操作が簡素でわかりやすく、専門知識を有しない職員でも使いやすいものであるか。 ・POSレジ集計データを活用した日計データ等作成の簡素化により、職員の負担を軽減させることができるか。	40
指定納付受託業務	・キャッシュレス決済可能ブランドが当市が求めているものであるか。 ・入金サイクル等が当市によって運用しやすいものになっているか。 ・手数料率は妥当か。	30
保守・サポート	・十分なサポート体制が確立されているか。	5
見積書	・見積金額は妥当か。	5
その他	・本事業を効率的・効果的に実施するための独自性のある提案がなされているか。	5
合計		100